

社会福祉法人くすのき 役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人くすのき（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等は、定款第8条および第21条の規程に定めるとおり無報酬とする。

(公 表)

第3条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2条1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。